

＜5類感染症への移行後の学校における新型コロナ感染症の対応について＞

1 感染症対策

① 児童の健康状態を把握

微熱等はあるが、休むほどでもないので登校する場合、保護者は担任にそのことを連絡帳等でお知らせください。その後、熱が上がってきた場合は、お迎えをお願いすることもあります。

② 適切な換気の確保

換気は継続して行います。冷房を使用する場合であっても、完全に密閉した空間をつくらないようにします。

基本的にマスクの着用は求めませんが、給食時は、今まで通り全員前向きで食べます。

③ 手洗い等手指の衛生や咳エチケットの指導

アルコールによる消毒は特に求めませんが、石けん・流水による手洗いをするよう声掛けをします。

※ ご家庭におかれましても、①お子様の健康状態、②換気、③石けん・流水による手洗い、咳エチケット等の対策にご協力をお願いします。

※ 身体の抵抗力を高めるため、お子様の十分な睡眠と適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるようにお願いします。

2 感染した児童の欠席等について

○ 出席停止期間：発症した日を含めない5日間が基本です。

例：1日に発症した場合、6日まで出席停止、7日から登校できます。11日までは、マスクの着用を推奨します（強要はしません）。

出席する日に、登校届を提出。登校届はすでに配布済みです。学校のホームページにも載せてありますので印刷をしてご活用ください。

登校届は保護者が記入してください。

○ 濃厚接触者について

濃厚接触者の特定はしません。感染症が確認されていない児童については、出席停止の対象とはなりません。

3 授業

○ 授業の形態

日常的に手洗いをしていることを前提にアクリル板の活用や、消毒等の作業は行わないこととします。感染流行時には、近距離、対面、大声での発声や会話は控えさせます。児童間の適切な距離を取ります。

【お問合せ先】

東大和市立第一小学校

＜電話＞042-561-2321